

地域がん登録・全国がん登録の状況

地域がん登録

◆ 地域がん登録の推進

【目的】

東京都在住がん患者に係る情報を登録し、がんの罹患率及び生存率の計測等を行うことにより、東京都におけるがんの実態を把握し、がん対策の評価及びその推進を図る。

【事業内容】

- ◇ 医療機関から地域がん登録届出票データを収集
- ◇ 自治体から保健所で集約された死亡票(死亡診断書情報)を収集
- ◇ データ処理：届出票と死亡票の突合、標準方式で修正・重複除去、二次がんの集約など
- ◇ 届出票と死亡票の突合結果に基づき、遡り調査や生存確認調査を実施
- ◇ データ固定を行った上でデータ集計解析
- ◇ リーフレットによる地域がん登録の普及啓発(都民向け、医療機関向け)
- ◇ 医療機関実務担当者に対する研修会実施

【実務実施状況】

平成24年4月、都立駒込病院内に東京都地域がん登録室設置

平成24年1月1日以降の診断症例の収集開始

現在までに、遡り調査対象例を含めて63万件の届出票データを収集

◆ 全国がん登録開始に向けた取組

- ◇ 「がん登録等の推進に関する法律」公布(平成25年12月)⇒平成28年1月1日施行
- ◇ 「がん登録等の推進に関する法律施行令」「がん登録等の推進に関する法律施行規則」公布(平成27年9月)
- ◇ 全国がん登録に関する医療機関説明会(平成27年11~12月、全5回)

全国がん登録と地域がん登録の比較

	全国がん登録	地域がん登録
法的根拠	がん登録等の推進に関する法律	健康増進法16条, がん対策基本法, 法17条2項, 付16条等
実施主体	国が主体, 都道府県は法定受託事務	地方自治体による事業
届出義務	あり(病院), 手上げ(診療所)	なし
義務不履行	違反勧告, 施設名公表	なし
届出〆切	診断の翌年末	任意
対象・項目定義	法令に基づく	研究班(第3次対がん総合戦略研究事業)の推奨
医療機関所在都道府県以外の居住患者の届出	医療機関所在地の都道府県	一般的には, 当該都道府県内の患者の届出を行う。県外患者の届出があった場合, 登録室がとりまとめて移送するか, 医療機関が直接当該都道府県に直接届出を行う
死亡情報	国(国がん)が, 全国分の死亡者情報票から一括して届出漏れと生存確認	都道府県が統計法33条で人口動態調査死亡票の2次利用申請し, 届出漏れ症例に遡り調査
拒否, 削除請求, 開示請求	認めない	都道府県による
医療機関への予後情報提供	請求に基づき届出医療機関に提供することが法に規定された	人口動態調査に基づく予後情報は, 第三者提供にあたるため, 慎重な対応が必要
データの研究利用手続	マニュアル等の判断基準に従い, 国又は都道府県の審議	都道府県による
秘密保持義務	がん登録推進法による, 医療機関, 都道府県登録室, およびその業務委託先にも秘密保持義務	個人情報保護法・条例等による